

ロタウイルス感染症 予防接種 2種類のワクチンがあります

◆対象年齢・接種回数・接種間隔

対象年齢	ロタリックス 出生 6 週 0 日後から 24 週 0 日後	ロタテック 出生 6 週 0 日後から 32 週 0 日後
接種回数	2 回接種（27 日以上の間隔をあける）	3 回接種（27 日以上の間隔をあける）
接種方法	経口接種	経口接種
標準的な接種期間	初回接種を生後 2 か月に至った日から出生 14 週 6 日後までに完了することが望ましい	

◆接種場所：市内指定医療機関

◆持 ち 物：母子健康手帳、予診票、マイナンバーカードなど住所を確認できるもの
母子健康手帳を忘れた場合は、接種できませんので必ずご持参ください。

◆費 用：無料

☆この予診票を使用できる方は、接種日時点で野田市に住民登録のある方です。転出された方（異動日を含む）は、転出先の市区町村にご相談ください。

☆医療機関によって、予約が必要な場合や、予防接種を実施する時間帯や日程をあらかじめ決めていることがあります。事前に連絡してから受診しましょう。

☆予診票は、医師にとって大事な情報です。責任をもって記入してください。記入漏れや間違いは予防接種の間違いにつながります。ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

☆予防接種は、体調のよいときにお子様の体調がよくわかる保護者の方がお連れください。予防接種を受ける予定であっても、お子様の体調が悪くないと思ったら接種は控えましょう。

☆接種後は、母子健康手帳の予防接種の記録を再度ご確認ください。

【ロタウイルス胃腸炎とは】

ロタウイルスは、感染力が強く 5 歳までにはほとんどの乳幼児が感染すると言われています。主な症状は、突然の嘔吐、水溶性下痢、発熱で特に初感染時が重症化しやすく、嘔吐や下痢に伴う脱水やけいれん、腎不全、脳症などの合併症を併発した場合、入院治療に至ることもあります。

【ワクチンについて】

どちらも生ワクチン（弱毒化したウイルス）で、飲むワクチンです。2 種類とも、予防効果や安全性に差はありません。なお途中から、ワクチンの種類を変更することはできませんので、最初に接種したワクチンを 2 回目以降も接種します。

このワクチンは、ロタウイルス胃腸炎の発症そのものを 7～8 割減らし、重症化を防ぎます。ただし、ロタウイルス以外の原因による胃腸炎には予防効果を示しません。

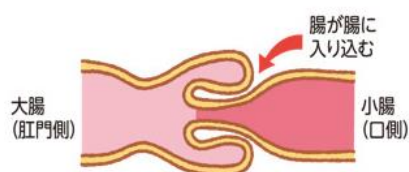


★接種後の注意および副反応について★

赤ちゃんがおなかいっぱいだと、上手にワクチンが飲めない場合があります。接種前 30 分は、授乳を控えることをおすすめします。またワクチンがうまく飲めなかったり、吐いたりしてしまった場合でも、わずかでも飲み込みが確認できればワクチンの効果に問題はありません。

接種直後は、医療機関で 30 分ほど様子をみてから帰宅してください。どちらのワクチンも、接種後（特に 1～2 週間）は腸重積症（※）の症状に注意し、症状がみられた場合は速やかに、医療機関を受診してください。ワクチン接種後 2 週間ほど便の中にウイルスが含まれることがあります。オムツ交換の後などはていねいに手を洗ってください。

※腸重積症とは・・・腸が腸に入り込み、閉塞状態になることです。0 歳児の場合、ロタウイルスワクチンを接種しなくても起こる病気で、生後 3～4 か月ぐらいから月齢が上がるにつれて多くなります。



★こんなときは受けられません ★

- ① 発熱しているとき（接種会場で体温が 37.5℃以上ある場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合
- ④ 先天的な消化管障がいのある人（その治療が完了した者を除く）や過去に腸重積症をおこした人、重症複合型免疫不全（SCID）のある人
- ⑤ 以下の病気にかかった場合

麻疹（はしか）	治癒後 4 週間程度あける
風しん（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）・おたふくかぜ等	治癒後 2～4 週間程度あける
突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）等	治癒後 1～2 週間程度あける

いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます。

- ⑥ その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合

★こんなときは受ける際に注意が必要です★

- ① 心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合
- ② これまで予防接種で、接種後 2 日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある場合は、事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう。
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合
- ⑤ 活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障がいのある者

★予防接種による健康被害救済制度について★

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなど、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

★問い合わせ★

保健センター 04-7125-1190
関宿保健センター 04-7198-5011